

被害者の刑事手続参加関連法案の 衆議院可決にあたっての会長声明

衆議院は、6月1日、被害者の刑事手続参加制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を可決し、参議院に送付した。

当会は、この法案に盛り込まれた被害者参加制度を十分な国民的議論も尽くさずに導入することは、刑事裁判の本質に照らし、将来に取り返しのつかない禍根を残すことになるとして、国会における慎重な審議を求めてきた。

しかし、5月29日の衆議院法務委員会においても、被害者遺族として出席された参考人2人が、この法案について賛成と反対という意見が分かれ、研究者たる参考人2人の意見も大きく異なる中、わずか5日間で、刑事裁判の本質に関する重大な法案を採決したことは、到底、審議時間が十分であったとは認められず、拙速の謗りを免れない。

また、2年後には裁判員裁判が実施されるという状況で、裁判員裁判制度との整合性も十分に検討されずに本被害者参加制度が実施された場合、訴訟参加した被害者の処罰感情が過度に考慮されたり、裁判員裁判が混乱したり、被害者により新たな争点が突然公判廷で提起されるなどして審理計画に悪影響を与えることなどが懸念されるばかりか、何よりも被告人の防御権にも重大な悪影響を与えることとなりかねない。

与党の提案により、附則に、3年後の見直し条項が盛り込まれたこと自体が、本法案の問題点の存在を示しているといえよう。

本法案で定められた参加制度よりも先に、犯罪被害者等補償法の制定や、被害者の肉体的、精神的被害のケア制度を確立したり、公費による被害者の弁護士選任制度の確立など検討すべき課題も多く、参議院においては、この法案が刑事裁判の現場に与える影響や問題点などについて、徹底的に審議が尽くされるように、一層慎重な審議がなされることを強く求めるものである。

2007年（平成19年）6月8日

兵庫県弁護士会

会 長 道 上 明